

＜資料 2＞

若年者向け消費者問題啓発動画作成・周知啓発業務委託仕様書

1 業務の趣旨

本事業は、若年者に発生しやすい消費者トラブルについて注意喚起し、若年者の消費者被害未然防止・拡大防止を図ることを目的とする。

具体的には、10代～20代の若年層とその親世代をターゲットにした動画を作成するとともに、動画を活用した啓発を通じて、消費者契約に関する意識の高揚を図る。

2 業務の内容

(1) 動画作成

若年者に多い消費者トラブルの概要を県民にわかりやすく伝えるため、ア～カのとおりに動画を作成するものとする。

ア 動画の長さ

- ・15秒程度の動画を作成すること。
- ・15秒以上の動画の作成を妨げるものではないが、最長で60秒とし、要点が分かりやすいようにすること。

イ 動画の内容

- ・動画は1本とし、下記①～③の事例を用いた内容とすること。すべての事例を盛り込むことが困難な場合は、事例①又は事例②のいずれかをメインとし、事例③を加えた内容とすること。

事例① 無料体験や無料キャンペーン等のうたい文句で、初回だけ無料でサービスを提供した後、有料サービスを契約させる商法。（無料商法）

事例② 「他者を勧誘し販売員にすると、自身も収入が得られる」などと勧誘し、商品やサービスの購入契約をさせる商法。（マルチ商法）

事例③ 人の不幸や不安につけ込み、高額な商品やサービスを購入させる商法。（靈感商法）

ウ 動画のイメージ

- ・タレントやYoutuber等の起用による動画（例：ラップ調の動画）とするなど、若年者層への訴求効果が高く、かつ、簡潔でテンポの良い構成にし、最後まで飽きずに視聴できるよう工夫すること。ただし、上記のタレント等の起用は一例のため、事業効果が最大となる動画とすること。
- ・主要なナレーションは字幕を表示するなど、音声聞き取れない場合でも主な内容を把握できるよう工夫すること。

エ 動画作成の要点

- ・若年者も悪質商法に巻き込まれ、誰しもが被害者となる可能性があることを、身近な脅威として描写すること。
- ・消費者ホットライン「188（いやや）」を相談窓口として紹介し、視聴者に印象づける工夫をすること。

オ 動画作成の注意事項

- ・ 実在の事業者、団体（行政機関を除く。）又は個人の名称、氏名、映像及び画像を動画内で使用しないこと。ただし、演者の氏名についてはその限りではない。
- ・ 実在の商品又は役務サービスについて、名称、映像及び画像を動画内で使用しないこと。
- ・ 演者を出演させる場合は、動画の公開、使用又は複製に関して条件が付されないものとする。
- ・ 作成した動画は、県民生活課 Y o u t u b e チャンネルでの配信等の二次利用も見込まれることから、二次利用に際して特段の手続きのないものとする。

カ その他

- ・ Y o u t u b e 掲載用のサムネイル画像を作成すること。
- ・ 県が高校や大学等に動画の活用を働きかける際に使用する啓発用チラシのデータ（A 4 版タテ）を作成すること。なお、チラシには動画へのリンク及び秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」指定コンテンツへのリンクを埋め込むこと。

（２）ウェブ広告の実施

動画を活用して、ア～オのとおりウェブ広告を実施するものとする。

ア 広告手法

- ・ Youtube のインストリーム広告やその他ウェブ広告など、事業効果の最大化を図るため、最適と考えられる手法で実施すること。
- ・ 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」内の指定コンテンツへ誘導すること。
- ・ 広告手法の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

イ 配信期間

- ・ 最長で動画公開から令和 8 年 3 月 1 3 日までのうち、1 ヶ月間を目安とする。ただし、広告効果を考慮して、当該期間のうち一定の期間を定め集中的に広告を配信することができるものとする。
- ・ 配信時期、期間等の詳細は、県と受託者が協議して決定すること。

ウ 配信対象

- ・ 秋田県内の 1 0 代～2 0 代の若年層とその親世代を対象に、最適なターゲット設定をすること。

エ 目標設定

- ・ 動画の再生回数が 1 万回以上となるような目標設定をすること。

オ 効果測定

- ・ 広告実施期間中、県の求めに応じて、インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別等の情報を集計・分析したレポートを、媒体ごとに県に報告すること。また、運用方法等に課題があると判断した場合は、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ・ 広告実施後、インプレッション数やクリック数、リーチ数、閲覧者の年齢、性別

等の情報を集計・分析したレポートを、媒体ごとに県に報告すること。

3 成果品の提出

- ① 2（1）により作成した動画のデータ
 - ・MP4形式として、CD-R又はDVD-R等の媒体により県に提出すること。
 - ・DVD-Video形式として、DVD-Rの媒体により県に提出すること。
- ② 2（1）により作成したサムネイル画像のデータ
 - ・JPEG又はPNG形式として、動画データと併せて県に提出すること。
- ③ 2（1）により作成した啓発用チラシのデータ
 - ・PDF形式として、動画データと併せて県に提出すること。

4 県への報告等

- （1）受託者は、契約締結後、委託契約書及び仕様書に基づき、県に対して次に掲げる事項について文書により提出するものとする。
 - ア 委託業務実施計画
 - ・動画等の作成予定、ウェブ広告開始・終了時期等のスケジュール予定を含む内容とする。
 - イ 業務完了の報告
 - ・ウェブ広告の効果測定結果のほか、効果検証に資する内容を含むものとする。
- （2）県は、受託者の委託業務の実施状況について、上記報告事項のほか、必要な報告を求め、委託業務の実施に関して調査を行い、必要な指示を与えることができるものとする。

5 契約に関する条件等

- （1）再委託について
 - ア 受託者は、委託業務の全てを一括して第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。
 - イ 受託者は、委託業務の一部を第三者に再委託することができるが、その場合は書面により、あらかじめ県の承認を得ること。
 - ウ 受託者は、イにより再委託する場合には、秋田県内に主たる営業所を有するものの中から再委託先の相手方を選定するよう努めること。
- （2）権利の帰属等
 - ア 著作権は、全て県に帰属するものとする。
 - イ 県は、本業務により制作された成果物及び資料の使用を可能とする。
 - ウ 受託者は、県の承諾なしに委託業務により制作された成果物を他に流用してはならない。
- （3）関係法令の遵守
 - 受託者は、委託業務（再委託をした場合を含む。）を履行するうえで、他人の著作権・肖像権その他いかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者が責任を持って対応すること。

6 その他

- (1) 委託業務が完了するまでの間、その進捗状況の報告、問題点の協議・解決、履行のために必要な事項等は、必要の都度、県と受託者が協議して定める。
- (2) 委託業務の履行のため、県が所持している資料等は必要に応じて提供するものとする。ただし、委託業務以外の目的への使用や第三者への提供はできないものとする。
- (3) 本仕様書に定めのないこと及びその他詳細は、受託者と協議して定める。